

平成28年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成28年6月15日）

---

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

定例会開会に先立ちまして、昨年6月6日、国道12号線交差点におきまして、歌志内市民4名のとうとい命が奪われる痛ましい交通事故が発生いたしました。

この1年を迎えるに当たり、この事故で犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思いますので、皆様御起立願います。

黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（川野敏夫君） 黙禱を終わります。御着席ください。

（午前9時56分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） 改めまして、ただいまから平成28年歌志内市議会第2回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に4番下山則義さん。5番谷秀紀さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から6月16日までの2日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

中嶋議会事務局長。

○**議会事務局長（中嶋孝君）** 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案8件、報告4件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成28年第3回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○**議長（川野敏夫君）** 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（川野敏夫君）** ないようですので、諸般報告を終わります。

## 報 告 第 8 号

○**議長（川野敏夫君）** 日程第4 報告第8号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○**副市長（岩崎雄逸君）** ー登壇ー

おはようございます。

報告第8号専決処分の報告について御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の理由は、平成28年5月8日の強風による、神威神楽岡地区改良住宅の屋根破損に伴う二次被害の車両物件損害について、相手方が予見することの困難な事故であったことから、本市に工作物責任が発生し、当該車両の修理費及び代車費の全額を支払うことで示談を締結したので、昭和63年6月22日議決の「市長専決処分事項の指定」により専決処分したものであります。

次ページに参ります。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

1. 損害賠償専決処分書。

次ページに参ります。

損害賠償専決処分書。

1. 損害賠償額35万1,140円。

損害賠償の内訳。

修理費29万8,220円。代車費5万2,920円。

2. 事故発生日時及び場所。

平成28年5月8日（日）午後2時50分ごろ。歌志内市字神威274番地4、神威神楽岡

地区改良住宅KK62の3。

3. 損害賠償の相手方。

上砂川町本町南3丁目2-7-2。

(所有者) 加地幹生。

4. 損害車両名。

トヨタ スペイド。

札幌537 ら 38。

5. 事故の発生状況及び原因。

上記日時、場所において、住宅の正面玄関前に駐車していた加地氏所有の車両の後方部全体を破損させたものでございます。

なお、事故の原因は、低気圧の通過に伴う強風により改良住宅の屋根が破損し、その飛来物が衝突したことによるものでございます。

6. 損害賠償について。

本市が管理する改良住宅の屋根の破損に伴う二次被害であり、相手方が予見することの困難な事故であったことから、本市に工作物責任が発生し、修理費及び代車費を全額支払うことで合意したので、平成28年5月25日に示談を締結したものでございます。

次ページの示談書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長(川野敏夫君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第8号は、報告済みといたします。

## 報 告 第 9 号

○議長(川野敏夫君) 日程第5 報告第9号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長(岩崎雄逸君) ー登壇ー

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第9号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、平成28年5月8日の強風による改良住宅の屋根破損に伴う二次被害の車両物件に係る損害賠償に対応するため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1. 平成28年度歌志内市一般会計補正予算(第2号)。

次ページをお開き願います。

平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、変更なし。

2項は、省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

8款土木費5項住宅費1目住宅管理費22節補償、補填及び賠償金35万2,000円の増額補正は、報告第8号におきまして、専決処分の報告を申し上げました、5月8日に発生した強風による改良住宅の屋根破損に伴う二次被害の車両物件に係る損害賠償に係るものであります。

次に、15款1項1目とも予備費35万2,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

以上で、報告第9号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第9号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第9号は、報告のとおり承認されました。

## 報 告 第 1 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 報告第10号平成27年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第10号の平成27年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

報告第10号平成27年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次ページをお開き願います。

平成27年度歌志内市繰越明許費繰越計算書。

これは、平成28年第1回定例会及び第2回臨時会において補正しました繰越明許費の繰越計算書についての報告であります。

1. 一般会計。

2 款総務費 1 項総務管理費。事業名、情報セキュリティ強化対策事業。金額 5,382 万 2,000 円。

これは、本市における情報セキュリティ対策の抜本的強化を図るため、国の情報セキュリティ対策に係る補助金と地方債により、システム整備・改修を行う事業であり、全額を 28 年度に繰り越したものであります。

事業名、地方創生加速化事業。金額 176 万 9,000 円。

これは、国の地方創生加速化交付金を受けて、中空知定住自立圏で取り組む広域連携事業であり、全額を平成 28 年度に繰り越したものであります。

次に、3 款民生費 1 項社会福祉費。事業名、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業。金額 2,324 万 5,000 円。

これは、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者に、国の年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る補助金を受けて、給付金を支給する事業であり、全額を平成 28 年度に繰り越したものであります。

以上で、報告第 10 号平成 27 年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第 10 号は、報告済みといたします。

## 報 告 第 1 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第 7 報告第 11 号株式会社歌志内振興公社第 33 期事業報告及び第 34 期事業計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第 11 号株式会社歌志内振興公社第 33 期事業報告及び第 34 期事業計画について。

株式会社歌志内振興公社第 33 期事業報告及び第 34 期事業計画について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

1 ページをお開き願います。

第 33 期事業報告概況であります。

(1) 高齢者健康センター「うたしないチロルの湯」事業についてであります。市の主要な観光拠点である施設を譲り受け、「健康」と「温泉」、「食」をテーマとして、利用者の利便性向上と集客増加を目指し、運営に取り組んでまいりました。

今期におきましては、前期末に歌志内市から受けた緊急経営支援の効果を生かすべく、営業面の強化はもとより、新規イベントの実施や温泉ボイラーの更新など、魅力ある施設づくりに努めてきたところであります。

これにより、入館者を初めとする施設利用者数は、前期と比較し、ある程度維持しているものの、レストラン部門では、利用者、売り上げとも減少するなど、今後、対策を講じる必要がございます。

しかし、経費の大宗を占めていた燃料価格の下落が大きな要因となり、単年度での黒字となっております。

なお、燃料価格の推移につきましては、流動性が高いことから、今後も収益の確保及び経費節減により、経営の安定化に努める必要がございます。

次に、利用状況ですが、入館者は14万1,201人で、前期比3,140人、2.3%の増、1日平均では、前期比7.6人、2.0%の増。宿泊者は5,518人で、前期比591人、9.7%の減、1日平均では、前期比1.7人、10.1%の減となっております。

入館者につきましては、若干前期を上回ることができましたが、これは、一度離れていた常連客が戻ってきている傾向にあるとともに、利用者が一定の数に落ちついてきていることが主な要因と判断しております。

一方、宿泊者数は、前期比9.7%の減となっておりますが、これは、一昨年行われた大学野球部の夏合宿による利用がなかったことが要因であり、そのほか工事関係者による長期宿泊者の利用減によるものでございます。

次に、(2)社員等に関する事項であります。平成28年3月31日現在の社員等の内訳は、正社員、月額者が4人、臨時社員、パート社員が13人の計17人となっており、前年同期と比較し、正社員で1人、パート社員で3人の減となっており、現在、必要な人員確保のため、ハローワークへの求人を継続しているところでございます。

次の(3)事業収支に関する事項につきましては、後ほど説明いたします。

2ページに参ります。

(4)庶務事項につきましては、定時株主総会を1回、取締役会を5回開催し、記載の案件をそれぞれ処理したところでございます。

次に、3ページに参ります。

第33期(平成27年度)株式会社歌志内振興公社貸借対照表でございます。

初めに、資産の部ですが、流動資産は2,292万9,387円、固定資産は2億3,809万5,238円で、資産合計は2億6,102万4,625円でございます。

負債の部につきましては、流動負債が1,260万2,878円で、負債合計も同額でございます。

総資産の部につきましては、株主資本が2億4,842万1,747円で、純資産合計も同額でございます。

よって、負債、純資産合計は2億6,102万4,625円となります。

次に、4ページに参ります。

第33期(平成27年度)株式会社歌志内振興公社損益計算書でございます。

売上高は、売上値引戻り高38万6,251円を差し引きし、1億2,154万4,669円で、売上原価は、売店等の商品繰り越しであります。期首棚卸高112万3,885円と、食材等の仕入高2,953万1,122円の計3,065万5,007円となり、棚卸資産であります期末棚卸高の377万7,784円を差し引いた2,687万7,223円となったことから、売上総利益金額は9,466万7,446円であります。

これから販売費及び一般管理費の1億2,836万335円を差し引いた3,369万2,889円が営業損失となります。これに営業外収益である受取利息2,131円及び受取配当金1,592円、市からの補助金等である雑収入3,551万2,955円を加えた結果、182万3,789円が経常利益となり、これから法人税等充当額32万2,000円を差し引いた150万1,789円が当期純利益となっております。

次に、5ページの販売費及び一般管理費でございますが、これにつきましては、説明を省略させていただきますが、次ページに販売費及び一般管理の決算状況として、前期と比較したものを税込み額の資料として添付しておりますので、お目通し願います。

次に、7ページの株主資本等変動計算書でございますが、資本金につきましては、4,200万円の変動がなく、当期末残高も同額となります。資本剰余金につきましても変動がなく、2億5,000万円が当期末残高となります。利益剰余金につきましては、当期首残高マイナス4,508万42円に、当期純利益の150万1,789円を加え、当期末残高はマイナス4,357万8,253円となり、この結果、株主資本合計並びに純資産合計は、前期末残高2億4,691万9,958円、当期変動額合計150万1,789円で、当期末残高は2億4,842万1,747円となっております。

8ページの監査報告につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、第34期の事業計画につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第34期（平成28年度）株式会社歌志内振興公社の事業計画は、次のとおりとする。

#### 1. 基本方針。

当社は、市民の憩いの場並びに交流施設としての役割を果たすため、「健康」と「温泉」、「食」をテーマとした各種健康増進事業を積極的に展開するとともに、市内観光施設である道の駅、スキー場、郷土館等との連携を図ることで、利用者増に努め、地域経済の振興と住民福祉の向上に寄与してまいります。

なお、利用者増を図るため、各種イベント事業の継続、接客力の向上はもとより、利用促進につなげるための効果的なPRに努めるとともに、各種合宿の受け入れなど、収益増に取り組んでまいります。

また、経営改善を図るためには不可欠となる施設管理費等の経費削減により一層努めてまいります。

#### 2. 部門別事業計画等の概要ですが、（1）温泉（日帰り）事業。

浴室内の維持管理及び清掃に努め、常に清潔な状態を保つよう、衛生管理の徹底を図ります。また、利用者に喜ばれるイベントや近隣温泉施設との交流事業を実施するなど、より一層の利用者増に努めてまいります。

さらに、利用者の視点から意見をいただくための温泉モニター制度を継続し、施設運営の改善に努めます。

#### （2）宿泊事業。

宿泊部門においては、地場産品や道産食材を多く使った季節感のある安心・安全な料理の提供に努めるとともに、利用しやすい価格設定による、団体、ビジネス客等の確保、さらには、新たに子ども向け宿泊イベントを開催するなど、利用者増に努めてまいります。

#### （3）レストラン・宴会事業。

レストラン・宴会事業は、宿泊食と同様、地場産品や道産食材をメインとする丁寧な料理づくりはもとより、新たなメニューの開発など、利用者に喜ばれる食の提供に努めてまいります。

#### （4）多目的アリーナ事業。

多目的アリーナは、冬期間以外の利用促進を図るため、新規団体、スポーツ等合宿誘致に向けたPR活動に努めます。また、冬期間の管理経費節減に努めてまいります。

3. 収支計画につきましては、次ページにありますように、事業収益は、営業収益1億4,2

99万5,000円、営業外収益3,726万2,000円の合計1億8,025万7,000円で、事業費用の営業費用は1億7,351万8,000円を予定予算とし、3ページに、その予定実施計画並びに説明書として、収入及び支出の内訳を科目ごとに税込みであらわしておりますので、お目通し願います。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 5項目ほど質疑したいと思います。お願いいたします。

一つ目、第1回定例会で監査報告として、事務取扱規程などの未整備に関する事項が依然是正されていないため、会社運営が適切に行われていないというふうな報告がされておりました。当然これらの指摘事項は、33期に是正された状態で報告されているのか伺いたいと思います。

二つ目、同監査報告に、出納関係で組織の内部統制を図る経理規程が整備されていない中、経理処理が行われていたと書かれておりました。その中で、33期では、当然これも改善された状態で報告されているのか伺いたいと思います。

三つ目でございます。33期の黒字要因は、燃料単価の下落であると思われまます。利用状況が安定してきていると分析している状況で、34期の集客や収入増などは本当に見込めるのか、どういうふうな報告を受けているのか伺いたいと思います。

四つ目でございます。33期に従業員数が減少しておりますけれども、従業員数減少によって、サービス低下につながっていると思われまます。市としてどのように、このことを捉えているのか伺いたいと思います。

最後でございます。利用者の観点からのモニター制度、これきちんと反映されていると報告を受けているのかどうなのか伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 御答弁申し上げます。

まず、御質問の1点目と2点目でございます。第1回定例市議会における財政援助団体である振興公社に対する監査からの指摘事項でございます。事務取扱規程及び経理規程の未整備という点につきましては、第33期、平成27年度中に整備を進められ、本年4月1日より施行、運用されているところでございます。

このため、3月の監査からの指摘事項につきましては、是正前の状況としての報告ということになってございます。

次に、3点目の第33期の黒字要因が燃料単価の下落と思われる中、今期第34期の集客収入増は本当に見込めるという報告を受けているのかということでございますが、収入の根幹となります日帰り入浴客につきましては、一昨年リニューアル以降安定した数字で推移をしているところでございます。

また、今期34期の収入見通しにつきましては、一つとして、8月、中部大学野球部合宿の受け入れ及び新たな宿泊イベントの実施による収益の増。

二つ目として、燃料費のA重油購入単価の見込みにつきまして、当所予算現状価格より高めに設定しているということ。

3点目として、売り上げが減少しておりますレストラン部門のメニュー見直しを行うこと、これらによりまして、収益増が見込まれる旨、確認をいたしているところでございます。

次に、4点目の従業員減少によるサービス低下について、市はどのように捉えられているの



かということでございますが、現在、歌志内振興公社では、厨房、レストラン部門のスタッフについてのみ、ハローワークに求人をされているところでございます。

市といたしましても、スタッフ不足の解消は重要であると判断をしております、振興公社に対し、ハローワークへの求人以外にも広く人材確保に努められるよう指示をしているところでございます。

次、5点目のモニター制度による意見反映に係る報告を受けているのかという点でございますが、現在、常連客でございます男女各1名の方にモニターを依頼しております、年2回、文書での報告を受けることといたしております。利用された際に気づいた点につきましては、常連客でございますので、その都度口頭でも御指摘をいただいております、その指摘に沿って適宜改善に努められているという旨、確認をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 1番、2番のことなのですけれども、33期ではまだこの報告では、是正されていないということだと思っておりますけれども、この監査報告で報告されている指摘事項は、もう結構長い間、2年、3年ぐらい多分たつと思っておりますけれども、そういった中で、33期、この報告書の中では改善されていないということは、ちょっとどうなのかなと思っております。

根本的に、監査報告で指摘がされていることが、今の振興公社の根本的な問題につながっているのではないかなという気もするのです。ここをちゃんと直さないと売り上げも上がらないし、収益も上がってこないのだと思っておりますけれども、その辺どういうふうに捉えているのか、34期にはもう直っていますということなのですけれども、早期の改善が必要だったのではないかなという気がするのですけれども、いかがかなということで、お聞きしたいと思えます。

あと、従業員のことなのですけれども、やっぱり人は32期から比べて少なくなっているということで、何かしらの利用者にはサービスが行き届いていないところも多分出てきていると思うのです。ことしに入ってから、もう既に利用者から接客の問題でクレームが入ったりということも僕のところにあります。やっぱり人数をふやすと、その分人件費もかかりますし、大変だとは思っておりますけれども、人件費がかさんでもサービスがよりいいものになれば集客も望めると思うのです。その辺どういうふうに市として捉えているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 議員御指摘のとおり、振興公社といたしまして、市の監査のほうから御指摘を受けました各種規程の整備、これらについて作業がおこなわれていたという部分は事実でございます。

ただし、御指摘いただいた中でも、やはり収入支出に関する、例えば伝票の整理だとか書類の不備の解消だとか、そういった部分につきましては適宜、御指摘された部分の改善に努めてきたところでございます。

確かに、規程等が整備されていないことが、会社の経営に影響していたという部分もあろうかと思っておりますけれども、先ほど御答弁させていただきましたように、このたび経理規程、それから会社の運営規程という形で整備をされたところでございますので、今後、それに基づきまして、しっかりとした経営に進まれますようお願いをしてみたいと思っております。

それから、2点目の従業員の関係でございますが、レストラン、厨房部門につきまして、ベ

テランのスタッフの方が相次いでやめられたということもございまして、新しい方を採用して対応しているというところがございますけれども、先ほどの御答弁のとおり、ハローワークのほうには求人をしております。それで、何人か面接をして採用しているという経過はございますけれども、長続きしないということもあるようでございます。決して人件費を削減するためにスタッフを減らしているということではなく、振興公社といたしましては、できるだけスタッフを補充するという方向で取り組んでおります。

それで、市のほうといたしましても、女性労働相談員のほうに御相談をいたしまして、先日もお1人の方、面接までいきまして、採用という形で、市としての御協力もさせていただいているところがございます。決して振興公社のほうで、人件費だけを考えた中でなくて、やはりサービスを向上するための対策ということで取り組まれているところがございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 最後になりますので、あれなのですけれども、33期、34期の報告ということで、一番最初の監査報告、33期まだ是正されていなくて、34期にはもう是正されましたということで答弁をいただいたのですけれども、34期の計画書の内容が、33期の内容と余り変わらない内容で出されていると思うのです。せっかく内部の状況が変わったのであれば、事業計画の中身ももっと向上していなければお客さんもふえないし、収益もふえないと思うのです。その辺、やっぱりきちんとした核を持って話をしないとだめだと思うのですけれども、株主の歌志内市として、こういったこともきちんと見ていって、今後どういうふうに推移するのかというのも大事なことだと思うのです。歌志内にとって、雇用の場であったりとか、観光の場所であったりという、重要な拠点として、今、皆さんに使っていただいているので、33期と34期との差の明確なものをちゃんとつけて、こういうふうな運営をしますという報告がされた方が、私的にはよかったと思うのですけれども、その辺、最後、市としてはどういうふうに捉えているか、お願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） いろいろな御指摘もあろうかと思えます。ただ、振興公社については、従前と同様の体制で推移しているということも事実でございます。その理由というのは、過去には、専従の社員が配置されていて、事務を含めてすべからく公社の内部で、自賄いで処理がされていたという経過がございます。しかし、公社の運営というものが非常に厳しい環境になってきてから、公社の中の専任の、公社そのものの社員というのが非常に縮減されてきたという、それが現在に至っている状況でございます。

今後、今は行政がいろいろとサポートしながら対応しておりますが、議員のおっしゃるような、いろいろな部分に目配りしながら経営、そして行政との連携をとっていくということになりますと、将来的には、やはり専任の社員というものが配置されながら、経営に干渉していくということが、本来望ましいのかなというふうには思っております。議員御指摘のとおりだと思っております。

今後、公社に対しまして、行政として、株主として、どうその辺を整理していくか。当然、現在の公社の単独の運営では、そういう人件費というものは大きな負担になってくると、そのように思いますので、行政としても、その辺、今後大いに検討していく大きなポイントになるのではないかと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第11号は、報告済みといたします。

### 議案第38号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第38号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第38号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字歌神32番地5。氏名、向山健一。生年月日、昭和24年3月10日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員、向山健一氏が平成28年9月6日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。任期は3年でございます。

次のページをお開き願います。

向山健一氏の略歴でございますが、再任でございますので説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、これに同意することに決しました。

### 議案第39号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第39号歌志内市議会議員及び歌志内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第39号歌志内市議会議員及び歌志内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第194号）の公布

に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成経費に係る限度額の規定を改正するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会議員及び歌志内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市議会議員及び歌志内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

これは、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額を引き上げるもので、第2号アは、一般運送契約以外の契約である場合の自動車借入契約の1日当たりの限度額を、イは、燃料供給の契約である場合の燃料代金の1日当たりの限度額を、それぞれ改正するものでございます。

第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

これは、選挙運動用ビラ作成の公費負担の限度額を引き上げるもので、ビラ1枚当たりの作成単価を改正するものでございます。

なお、選挙運動用ビラの頒布は、公職選挙法により市長選挙のみに認められております。

第11条中「510円48銭」を「525円6銭」に「8万8,317円」を「9万840円」に改める。

これは、選挙運動用ポスター作成の公費負担の限度額を引き上げるもので、1枚当たりの作成単価と定額の企画費をそれぞれ改正するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 4 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第40号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第４０号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由は、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）の改正に伴い、小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所における避難階段の規定を改めるとともに、両事業所の職員配置に係る特例について追加しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の３ページをごらん願います。

第２８条第７号イの表及び第４３条第８号イの表の改正につきましては、建築基準法施行令における特別避難階段の構造が改正されたことに伴い、小規模保育事業所Ａ型及び事業所内保育事業を行う事業所の避難階段の規定について改めるほか、引用する法令の繰り下げを行うものでございます。

資料の５ページをごらん願います。

附則に追加する第６条から第９条につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業を行う事業所における保育士の数について、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの間、特例を設けるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野敏夫君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第４０号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　御異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 ４ １ 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第41号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第41号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体から、北空知学校給食組合が解散により脱退したこと並びに本文の一部表現を改めるなど、所要の整備を行うため、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の7ページをごらん願います。

第1条中「健全化を」を「健全化に」に改める。

第3条中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改める。

第5条の表中「市にあっては、通じて1人町村にあっては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあっては通じて1人、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域」に改める。

これらは、それぞれ規定中の字句及び表現の一部を整備するもので、内容につきましては変更後も変わりありません。

別表を次のように改める。

別表につきましては、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体名を列記している表でありますが、平成27年11月30日に解散により脱退した北空知学校給食組合を削るほか、組織団体をより明確にするため、市町村と一部事務組合及び広域連合に区分けをするなど、所要の整備を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 4 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第42号中空知広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第42号中空知広域市町村圏組合規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、中空知ふるさと市町村圏基金の処分に関する規定について、中空知広域市町村圏組合が解散する場合のほか、全ての関係市町が合意する場合に処分を可能とするため、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

中空知広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約。

中空知広域市町村圏組合規約（昭和45年11月9日地方第2153号指令）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の11ページをごらん願います。

第15条第3項を次のように改める。

第3項、基金は、次に掲げる場合を除き、処分することができない。

第1号、組合が解散する場合。第2号、出資金の一部又は全部を処分することに全ての関係市町が合意する場合。

第16条を削る。

これは、中空知ふるさと市町村圏基金として積み立てている10億円のうち、国際復興開発銀行発行の債券、いわゆるユーロ債として運用していた6億円が、平成27年6月に早期償還となり、今後の運用方法等について、中空知広域市町村圏組合で協議をしまいましたが、構成市町から取り崩して活用したいとの希望があったことや、現在の経済状況では有利な運用方法がほとんど見込まれないことから、各市町の出資限度比率に基づき処分することとしたため、第15条第3項において、基金の処分について、全ての関係市町の合意に基づき処分できる旨の改正を行い、第16条に規定している基金の処分の特例を削るための改正を行うものでございます。

なお、規約改正後は、所要の経路を経て基金の取り崩しを行い、出資金が返還されることとなっております。

本文の附則に戻ります。

附則。この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第42号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議 案 第 4 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第43号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第43号北海道市町村総合事務組合規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村総合事務組合を組織する団体から北空知学校給食組合が解散により脱退したことに伴い、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の12ページをごらん願います。

別表第1、空知総合振興局（34）の項中「（34）」を「（33）」に改め、「、北空知学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、北空知学校給食組合」を削る。

これは、北海道市町村総合事務組合から北空知学校給食組合が平成27年11月30日に解散により脱退したことに伴い、組合規約に規定の組合を組織する市町村及び一部事務組合名を列記している別表第1及び別表第2の関係箇所を整理するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

○議長（川野敏夫君） これより、討論に入ります。討論ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第44号から議案第45号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第14 議案第44号及び日程第15 議案第45号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第44号及び議案第45号の補正予算につきまして、私から一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたします。

議案第44号平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）。

平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,769万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,269万2,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第45号に参ります。

議案第45号平成28年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,409万6,000円とする。

2項は、省略いたします。

以上で、議案第44号及び議案第45号の補正予算につきまして一括御提案申し上げます。

事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料216万円の増額補正は、社会保障・税番号制度システムの総合運用テストに伴うシステム整備委託料で、歳入の国庫支出金において財源措置をしております。

12目定住促進費8節報償費10万円、9節旅費17万6,000円、19節負担金、補助

及び交付金50万円の増額補正は、人口減少が著しい空知地域の地域創生の活性化のため、空知総合振興局と管内の全市町が連携して、さまざまな問題解決に向けて取り組みを進めるために、新たに設立されました北海道空知地域創生協議会への負担金及び同協議会の事業に参加するための旅費、頒布用報償品であります。

4項選挙費2目参議院議員選挙費7節貸金18万2,000円、11節需用費11万5,000円の増額。12節役務費3万7,000円の減額。13節委託料3万4,000円、18節備品購入費8万3,000円の増額補正は、参議院議員選挙における執行経費の交付額が増額されたことによる増減調整で、歳入の道支出金において同額を計上しております。

5項1目とも統計調査費11節需用費24万9,000円の増額補正は、経済センサス活動調査に係る交付金額の増額決定に伴う消耗品の増で、歳入の道支出金において同額を計上しております。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金132万円の増額補正は、年金生活者等支援臨時福祉給付金対象者の把握漏れによる臨時福祉給付金の増で、歳入の国庫支出金において同額を計上しております。

7ページに参りまして、3目障害者福祉費20節扶助費550万円の増額補正は、人工透析治療を要する更生医療受給者の増に伴う扶助費の増で、歳入の国庫支出金及び道支出金において財源措置をしております。

5項児童福祉費4目認定こども園費19節負担金補助及び交付金16万3,000円の増額補正は、市内在住者の子どもが市外の認定こども園に入所したことに伴う負担金の増で、歳入の国庫支出金及び道支出金において財源措置をしております。

10款教育費1項教育総務費4目奨学金貸付費21節貸付金14万4,000円の増額補正は、奨学金貸付区分変更に伴う貸付金の増であります。

4項1目とも幼稚園費15節工事請負費35万7,000円の増額補正は、幼稚園舎の屋根からの落雪等による園庭フェンス一部倒壊に伴う補修及び落雪防止のために屋根雪どめ金具を設置するものであります。

6項保健体育費3目体育施設費15節工事請負費34万5,000円の増額補正は、市民体育館の暖房用ボイラーの給水ポンプ損傷による給水ポンプ取りかえ工事費であります。

次に、15款1項1目とも予備費630万1,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

13款国庫支出金2項国庫負担金1目民生費負担金2節障害者医療費負担金275万円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました更生医療事業に係るものであります。16節教育・保育給付費負担金8万1,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました教育・保育給付事業に係るものであります。

2項国庫補助金1目総務費補助金1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金150万円の増額補正は、歳出の総務費で予算措置しました社会保障・税番号制度システムの総合運用テストに伴うシステム整備に係るものであります。

2目民生費補助金3節年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金132万円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に係るものであります。

14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金3節障害者医療費負担金137万5,000

円の増額補正と13節教育・保育給付費負担金4万円の増額補正の理由は、国庫負担金と同様ですので説明を省略させていただきます。

3項道委託金1目総務費委託金2節参議院議員選挙費委託金37万7,000円の増額補正は、歳出の総務費で予算措置いたしました参議院議員選挙に係るものであります。3節統計調査費委託金24万9,000円の増額補正は、歳出の総務費で予算措置いたしました経済センサス活動調査に係るものであります。

次に、18款1項1目とも繰越金1,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算措置するものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。次に、国民健康保険特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、国保の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料129万6,000円の増額補正は、国民健康保険者の都道府県化に向けた国民健康保険制度関係業務準備事業に伴うシステム改修委託料で、歳入の国庫支出金において同額を計上しております。

次に、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

5款国庫支出金1項国庫補助金1目国民健康保険事業補助金1節国民健康保険制度関係業務準備事業補助金129万6,000円の増額補正は、歳出の総務費で予算措置しました国民健康保険制度関係業務準備事業に係るシステム改修に係るものであります。

以上で、議案第44号と議案第45号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第44号平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） ただいまの議案第44号の一般会計補正予算の中から2項目につきまして質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、2款の総務費12目定住促進費ということの中から質疑させていただきますが、77万6,000円という金額が計上され、空知総合振興局と管内24市町で取り組む、北海道空知地域創生協議会といったものの中で、負担金としてまず使われるというものが50万円という事で計上されておりました。

それと同時に、6月1日の新聞報道に、地域創生協議会の内容と思われるものが報道されておりました。これ間違いのないと思えますので、その中で質疑ということになるかと思えますけれども、その協議会の中でどのような議論がなされたのか、各市町から60名ほどの方々が出席されたということをございます。それを答弁お願いしたいと思えます。

二つ目であります。旅費ということで17万6,000円計上されておりますが、この協議会は、各市町が得意とする観光資源やPR部門、あるいは特産品、その他地域資源を組み合わせ、空知の魅力を発信するということになっておりますが、そういった関係から、ほかの地域に職員が外向いて交流をする、あるいは共同で活動するといったものもあろうかと思えます。それらの内容についての協議もあったかと思えますが、あるのであれば答弁をいただければと思えます。

あと、三つ目の質問であります。そういった形で、空知がオール空知で行動していく。足りないものをお互いに補完し合いながら、空知全体を豊かにするという、そんな文言で新聞のほ

うが締めくくってありましたが、そういった中で、その協議会の中で、歌志内市の役割、そういったものも協議会の中で感じ取られたのかなというふうな思いがあるのですが、それについて答弁をいただければと思います。

二つ目の質疑でございます。

3 款の民生費 1 目社会福祉総務費の中からの質問であります。年金生活者支援臨時給付金給付事業で 1 3 2 万円が補正されたということでございます。補正の理由というのは、対象者の選出ミスということが述べられておりました。把握漏れ、それが述べられておりましたが、まず、対象者は全体で何名おられるのか、そして、何名の漏れがあったのか、それにつきまして質疑をさせていただきます。

それと、2 番目であります。そのミスの原因をどのように考えておられるのか。

また、3 番目であります。今後そういったミスを犯さないための方策、それをどのように考えておられるのか、答弁をいただければと思います。

以上、2 項目にわたりまして、6 点の質疑内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは、定住促進費の関係について御答弁申し上げます。

1 番目の協議会の中でどのような議論がされているかとの御質問でございますが、設立経過を含めまして御説明いたしますと、空知管内の人口減少率につきましては、平成 2 7 年の国勢調査の速報値によりますと、前回と比較しまして、北海道全体の 2. 2 % 減に比べまして 8. 3 % の減となっております。他の地域に比べ非常に高い減少率となっております。

また、このままで推移すれば、平成 2 6 年度に日本創生会議が試算した、いわゆる増田レポートによりますと、平成 5 2 年には空知管内の 2 4 市町の全てが消滅する危機に直面することになります。

このため、加速化する人口減少に歯どめをかけるためには、各市町の単独の施策に加え、関連する複数の町が連携、共同して、インパクトのある効果的な連携施策を計画的にかつ戦略的に展開していく必要があることから、空知総合振興局と管内 2 4 市町が一堂に会し、知恵を出し合いながら有効な対策を検討し、具体的な展開を図る恒常的な組織が必要との判断から、北海道空知地域創生協議会が設立されたものでございます。

その中で、管内 2 4 市町がそれぞれに市町の知名度を上げることはもちろん大切でございますが、全国的に空知に対する知名度が低い。そのため、北海道の中で空知の位置や存在を認識していただく取り組みを行うとともに、空知や空知管内の他市町とうまく連携、活用しながら、お互いに知名度を向上させる取り組みが必要ではないかななどの議論がされております。

次に、2 番目の他地域職員との交流や他の地域へ出向き、共同での活動もあるのかということでございますが、協議会では、観光、物産、移住・定住について P R 効果が期待できる、主に首都圏でのイベント等に空知として参加するため、複数のブースをまとめて確保し、参加市町の手挙げ方式による募集をすることとしており、このたびの旅費は、首都圏のイベントに参加するための 2 名分の旅費でございます。

協議会では、複数のブースをまとめて確保することにより、空知地域の観光、特産品等を共同で P R することもでき、空知全体の知名度の上昇につながるという効果を期待していますので、この中で、他地域の職員との交流などはあると思いますが、設立して間もないことから、まだ詳細については決まっておられません。

次に、三つ目の歌志内の役割をどのように考えているのかということでございますが、協議会初年度の事業計画では、空知の持っている総合的な魅力を発信し、空知の知名度を向上させ

るための事業を推進することとしております。

このため、本市としましては、協議会としてのイベント等に参加し、移住・定住や観光資源のPRにより、本市の魅力を発信するとともに、協議会が今後企画する歌志内の地域資源などを生かすことができる事業に参加し、オール空知としての取り組みに協力することが、協議会の中での本市の役割ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 民生費の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の補正について、一つは、対象者は全体で何名で、何名が漏れていたのか。二つ目といたしまして、ミスの原因をどのように考えているのか。三つ目といたしまして、今後、ミスを犯さないための方策としてどのようなことを考えているかということでございます。

関連もございまして、一括して御答弁申し上げたいと思います。

今回の年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、昨年給付された住民税非課税世帯の方のうち、28年度中に65歳となる方が対象となり、全体で794名となりますが、予算計上時における対象者を抽出する際、昭和生まれの65歳以上で誤って抽出したため、大正生まれの44名分が漏れておりました。そのため補正予算としたところでございます。大変申しわけございません。

今回のミスにつきましては、昨年の給付金対象者からの抽出作業を1人で行ってしまい、その内容を他の職員の確認のないまま進めてしまったことが原因と考えますので、今後につきましては、このようなミスがないよう必ず複数の職員が確認しながら行うよう指示したところであります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） まず、1点目の定住促進に際する再質でございますが、始まったばかりなので、私も今これだけのものが出てくるということをちょっと認識しておりませんでした。始まったばかりにしては、随分スピードアップでいっているなという気はいたします。

要するに、歌志内市の場合を考えただけではなくて、空知全体で観光なり、あるいは製品の開発なり、その他もろもろ持っている資源を使って観光客を呼び込む、あるいは定住・移住につなげていく、そんなものを目的として、人口の減少が進んでいるこの空知が全体でやっていくのだという内容のことで答弁をいただいたというふうに認識いたします。

それと、歌志内市の役割、どんどん歌志内市も前に立って行っていくのだという、そういった答弁もいただきました。

そこで、人口減少が空知では、この地域では非常に多いという、8.3%ですか、非常に多いということで、単独でやっていくというよりも、全体でやって魅力をアップさせるのだ。そして、歌志内市の魅力といったものもそこで発信するのだという答弁をいただいたわけですが、単純に考えただけでも歌志内にはいろいろな魅力というものはあると思うのですが、それを攻めの形でどんどん出していくことも必要なのではないかと、そのようなことも思います。

と同時に、今までさまざまなことが話し合われて、私たち議員からもいろいろなものが出ていると思うのですが、これにつなげていけるものも必ずあるのではないかと思います。これからの議論の中で、そういうものも生かしていただきたい。

と同時に、これから恐らくこの事業に関して予算がもっともつつくのではないかと、それについて

の答弁をいただきたいと思います。

次に、二つ目のものであります。

132万円の補正予算ということで、その内容を聞かせていただきましたが、昭和生まれということの対象者だけ、これを1人で行ったからこういったことが起きて、これからは複数でやっていかなければならないのだという流れの答弁をいただきました。

正直、今回これをちょっと取り上げさせていただきましたのは、ミスは、正直言って人間はあろうかと思えます。しかしながら、つい先日、4月21日も同じことがありました。と同時に、5月19日の補正予算で計上されて、6分の1と5分の1を間違えましたという内容のものでございました。これは、所管が間違っただけということで、恐らく答弁なされたものだと思います。

しかしながら、歌志内市民は、歌志内市役所がミスをしたのだというふうに見ています。ですから、所管が間違っただけだから、私たちは大丈夫だよね、私たちはミスがなかったよねではないと思うのです。そういったことから一歩へりくだった状況で見ていかなければ、同じことがまた起きるのかな、そんな思いでもいます。こういったことに関しましては、しっかりとしてもらわなければならないと思います。

そんなことから、抽出方法はわかりました。チェック体制もわかりました。その中では、出てきましたよ、1人の人間がそれを出したにしても、何人かの方々がそれを見て印鑑を押して決裁というものを通っていくのですよね。一つの課には何人かそれがおられると思います。このぐらいおられると思います。片手ぐらいいるのではないかと思うのですが、そういったところもしっかりと見ていかなければならない。

ただ、今のこの時代、一番問題になるのは、パーソナルコンピューターに入力した、その入力したものが間違いとは考えない人がちょっと多いのです。ただ、入力するに当たってのミス、必ずこれは確認しなければならないと思います。以前は手書きで計算して、それを上司が確認しながら決裁をしていた、そんな経緯があるのだと思いますが、やっぱりそういったものに一歩返らなければならない状態が、今、歌志内の市役所の中にあるのかなということを感じます。そういったことも含めて、もう一度答弁いただきたいと思います。

それから、ミスという状況が明らかになったのですから、そのミスを繰り返さないための方法というのは、先ほども複数でという話が出ましたけれども、まだまだ考えていかなければならないものがあるのだと思います。原因を究明すれば、その原因を追及していくということによって、ミスというのは減っていくと思うのですが、それに対しましても答弁をいただければと思います。

**○議長（川野敏夫君）** 下山議員に申し上げます。補正予算の議案審議でございますので、議員としての意見は、発言として控えていただきたいと思います。

理事者答弁、村上市長。

**○市長（村上隆興君）** お答えいたします。

北海道の空知地域創生協議会、おっしゃるとおり立ち上がったばかりでございまして、内容について詳しい議論はその場では行われておりません。

課長から説明がありましたとおり、今後こういう方向で事業展開をしていきたいと、こういうところで終わっているわけですが、基本的には、議員おっしゃるように、全国的には、空知の知名度というのはほとんどないという、そういう認識を北海道も持っております。

今後の事業展開として、人口減少を防ぐという一つのアイテムにするということだけではなくて、この空知の特産品を含めて、全国あるいは世界に知らしめていくということも大きな

テーマにしたいというふうを考えておまして、そのために、個々でやっても、やはり力的には限界があるだろうということを含めて、オール空知で力を合わせて、ひとつ事業展開をしていったらどうだと、こういうことが大きな目的になっているのかなと思っております。

そうは言いながら、集団で行動するとしても、最終的には個々の知恵の出し合いだと思います。今も国のほうで、地方創生ということでいろいろ言っておりますけれども、先般、全国市長会の中で、安倍総理のいる前で森会長が面と向かって言いましたけれども、地方創生というのは市町村の競争なのだと、その辺をしっかりと我々も認識しなければならない。

この創生会議もオール空知ということでスクラムを組みながら団体で行動していくという部分もありますが、個々が、例えば歌志内の特産品等を含めて、歌志内というものもその中で売り込んでいくということも今後出てくるのかなと思っております。

いずれにいたしましても、オール空知ということで、皆さんで行動してみたい。そういうことで大きな場面に出ていけることができるのだろう。その中で、さらに歌志内として、歌志内の地域の特産品含めて、あるいは歌志内の現状を訴えていくということに知恵を絞っていかなければならないのかな、そういう部分では、歌志内単独で動くということだけではなくて、こういう場面も活用させていただきたいと、そのように思っているところでございます。

それと、臨時給付金関係のことでございますが、御指摘のとおりでございます。基本的には、ダブルチェックというのは当たり前の話なのです。これは、本当に私も責任を感じておりますし、言い逃れのできないところでございます。当然現在、所管グループ制となっておりますし、そういう中で職員同士がお互いにチェックをし合うということが非常に基本的な部分になってまいります。

いかにパソコンとは言っても、それは情報管理をするだけであって、例えば管理している情報を引き出すとか、あるいは活用するというのは、全て人間が操作するわけであって、そこに全てパソコンだから、コンピューターだから全てが正確なのだということではなくて、操作をするのはあくまでも人間なのだということにもう一度戻って、仕事に向かっていたいかなければならないと思います。

いずれにしても、この内容について、改めてそれぞれが、福祉だけではなくて、行政の中の所管が他山の石として、もう一度原点に立ち返っていただきたい。また、そのように指導してまいりたいと思っております。

今回の件に関しましては、所管だけではなくて、私の責任も含めて、その重さを感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第45号平成28年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

## 散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前11時47分 散会）



上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      下    山    則    義

署名議員      谷            秀    紀